

「中央教育審議会の会議の運営について」により行われた諮問について

○大学分科会

大学院設置基準等の改正について（平成 24 年 3 月 12 日）…………… 2

関連規定…………… 1 2

23文科高第982号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

平成24年3月12日

文部科学大臣 平野博文

(理由)

平成22年3月に構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」の別表1においては、構造改革特別区域における運動場及び空地に関する大学設置基準の特例措置に関する事項について、構造改革特別区域における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うことが盛り込まれている。また、全国展開の実施時期は、平成23年度中を目途に、できるだけ速やかに措置するものとされているところである。

このため、文部科学省において、別紙のとおり大学設置基準等の改正を行う必要があるため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱

第一 大学設置基準の改正

一 空地に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため空地を校舎の敷地に有することができない場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとする。

また、当該措置については、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

- 1 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。
- 2 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

二 運動場に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため運動場を設けることができない場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができることとする。

また、当該措置については、原則として、体育館やスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

- 1 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
- 2 校舎から至近の位置に立地していること。
- 3 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

第二 特定事業の削除

文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令における特定事業から「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業」及び「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業」を削除すること。

第三 その他

一 施行期日

この改正は、平成25年1月1日から施行するものとする。

二 その他の規定の整備

短期大学設置基準について、上記第一の大学設置基準と同様の措置を行うため、所要の規定の整備を行うこと。

空地・運動場に関する大学設置基準等の改正の概要

I. 改正案の背景・趣旨

平成22年3月に、構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」においては、構造改革特別区域における運動場及び空地に関する大学設置基準の特例措置に関する事項について、構造改革特別区域における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うことが盛り込まれている。また、全国展開の実施時期は、平成23年度中を目途に、できるだけ速やかに措置するものとされているところである。このため、文部科学省において、大学設置基準及び短期大学設置基準の改正を行うこととする。

II. 改正案の概要

【大学設置基準及び短期大学設置基準の改正】

1. 空地に係る代替措置について

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため空地を校舎の敷地に有することができない場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる代替措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとする。

また、代替措置については、できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって、休息、交流その他に利用できる屋内空間を設けており、かつ、そのために必要な設備が備えられていることとする。

2. 運動場に係る代替措置について

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため運動場を設けることができない場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる代替措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができることとする。

また、代替措置については、原則として、体育館やスポーツ施設を備えることとする。ただし、特別の事情がある場合は、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できる一定の要件を満たす運動施設を利用に供することにより行うことができることとする。

III. 今後の予定

平成24年3月中	公布
平成25年1月1日	施行

空地・運動場に関する特区制度の全国化について (議論のまとめ)

(1)大学のキャンパスに求められる機能・役割について

大学分科会（大学教育部会）では、今回の特区制度の全国化の検討に関連して、大学のキャンパスに求められる機能・役割を以下のとおり取りまとめた。

- キャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発意に基づく様々な活動のために必要な空間を保障するもので、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の構成要素である。具体的には、
 - ・ 質の高い授業を通じた広い知識と高い専門性を育む教育研究活動を支え、学生の学修の定着を図り、高度な学術研究を行う空間として、
 - ・ 多様な資質能力と興味関心、背景を有する学生と教職員等の当該大学の構成員が、集団又は個人で、多様な活動や交流を行う全人的な人格形成を促すために必要な空間として、
 - ・ 開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として、の機能・役割がある。
- 大学は、幅広い年齢層の多様な学生に教育機会を提供しており、その際、それぞれの学習者のニーズを踏まえた学習環境等を整備している。その中で、学士課程や短期大学の課程の教育については、20歳前後の学生が多く、初等中等教育までの基盤を踏まえ、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培うことが重要であり、そのためにも、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められる。
- 構造改革特別区域推進本部決定による空地・運動場要件の撤廃を行う特区の全国化に際して、空地及び運動場を設置しなくてもよいとする場合は、空地及び運動場を含むキャンパスの機能・役割の意義等を踏まえると、あくまで例外的なものとして考えるべきである。

空地及び運動場を設置しない場合は、予防措置が求められることとなるが、その場合においても、教育研究の場にふさわしいキャンパスを備えることの重要性を認識した上で同等以上の代替措置を講じること及びその情報が公表されることが確実に担保されていることが必要である。

- 我が国の大学の質保証は、国全体の規制改革の流れの中で、事前規制（設置認可）から事後チェック（認証評価）に重点を転換し、大学間の競争の中で社会からの評価と選択を受ける仕組みを設け、大学の機動的かつ柔軟な対応を可能としながら、その質の保証を図ることとしている。大学設置基準において定められた大学を設置するのに必要な最低の基準を確保し、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、各大学においては、その教育内容・方法の不断の改善を図り、大学の質的充実を図るとともに、大学認定・認証の仕組みを通じて教育の質の確保が図られねばならない。

大学分科会としては、今回の空地・運動場に関する特区制度が全国化された後、大学のキャンパスに求められる機能・役割を十分に反映した空地・運動場に関する大学設置基準の運用となっているか、別紙の留意事項を踏まえた不断の確認を行うとともに、必要に応じて大学への支援の在り方も含めて改善のための検討を行い、公的質保証の徹底を図ることとする。

空地・運動場に関する特区制度の全国化に際して留意すべき事項について

(1) 代替措置の取扱いについて

大学等については、引き続き、空地を校舎の敷地に有し、運動場を設けることとすることを原則とすること。「法令の規定による制限その他のやむを得ない事由」により空地を校舎の敷地に有しない場合、運動場を設けない場合とは、例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点として整備され、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地及び運動場を設けるために必要な面積の土地の取得が、物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない特別な理由がある場合に限られること。

特に学士課程や短期大学の課程の教育については、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められることに留意する必要があること。

(2) 大学等の教育・研究への配慮について

空地を校舎の敷地に有しない場合と運動場を設けない場合のいずれともに、代替措置を適切に講じることにより、当該大学等の教育・研究に支障が生じないものとする。また、大学等の教育・研究に支障が生じないとは、当該大学等における各学部・学科の教育研究上の目的を達成することが可能であることを意味し、特に体育の授業を行う場合には、運動場を有する必要性が高いものであり、授業に支障が生じないような特段の措置が必要であること。

(3) 空地の代替措置について

空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な、休息、交流その他のための専用の施設を備えること。当該施設の採光等の施設環境や利用時間等の利用形態については、当該大学等の状況に応じて、できる限り開放的であること。ラウンジに備えるべき机や椅子、用具類を収納するロッカーなど学生の様々な活動に有用な設備を備えること。例えば昼休みなど人が集中する特定の時間においても、基本的にすべての学生が昼食をとることに不自由の無いなど、余裕のある空間を確保すること。

(4) 運動場の代替措置について

運動場の代替措置として、やむを得ず公共または民間のスポーツ施設を学生の利用に供する場合においても、学士課程や短期大学の課程など、そ

それぞれの課程で学修を行う学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮するとともに、経済的負担については、自己所有の場合と同等の環境を確保できるよう、利用料等について無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格とするなど、十分な軽減を図ること。

(5) 代替措置の状況の公表等

空地の代替措置及び運動場の代替措置の状況については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第7号に定める「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること」にあたり、代替措置を適用する場合には、当該代替措置の状況を速やかに公表することが学校教育法上求められること。また、当該情報の重要性に鑑み、代替措置を講じていることを入学を希望する者等が的確に認識できるよう、インターネット等の形式により迅速かつ丁寧に周知を図ることとする。

また、空地の代替措置及び運動場の代替措置を適用した場合、適切な代替措置であるか学生にアンケートを実施するなど検証を実施し、必要な改善を図ることが望ましいこと。

(6) 施行について

平成25年1月1日施行とすること。

空地・運動場に関する特区制度の全国化への対応について

1. 空地・運動場に関する特区制度について

- 大学には、校舎と同一の敷地又はその隣接地に空地と運動場を設けなければならないことが大学設置基準に定められている。しかし、平成16年4月から、特区制度を活用すれば、代替措置を講じるなど一定の条件を満たすことで、空地・運動場を設けなくとも、大学を設置できることとなっている。
 - ※ 空地とは、法令では「学生が休息その他に利用するのに適当な」ものとされており、屋外の広場や緑地・芝生、舗道、ベンチ等の懇話スペース等を意味するものと解される。
- この特区制度については、平成22年の構造改革特別区域推進本部において、平成23年度中を目処に、できるだけ速やかに、特区での特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと（特区制度を、特区指定地域に限らず、全国で利用可能とすること）が決定している。
- その際、学生の教育環境等に改善を要する事例も見受けられたことを踏まえ、「弊害の予防措置については、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとすること、また、予防措置の内容は、文部科学省と中央教育審議会において検討・策定し、特区評価委員会に報告すること」とされている。

2. 具体的な予防措置について

- 大学分科会（大学教育部会）は、大学のキャンパスがもつ機能・役割の重要性（別紙「大学のキャンパスに求められる機能・役割について」）を踏まえ、空地、運動場を有しない場合の弊害の予防措置として、以下のとおり、代替措置及びその情報の公表が必要であるとの結論に達した。
 - ① 空地・運動場が有する教育的意義と同等以上のものが期待できる措置を講じること。
 - 空地：できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって、休息、交流その他に利用できる屋内空間を設けていること。また、そのために必要な設備が備えられていること。
 - 運動場：原則として、体育館やスポーツ施設を備えること。
ただし、特別の事情がある場合は、公共のスポーツ施設、民間のスポーツ施設等を利用することが考えられること。その際、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用でき、原則として、同一敷地内・隣接地にあること（やむを得ない場合は至近の位置も可とする）。学生の経済的負担の十分な軽減を図ること。
 - ② ①の措置を講じている大学であることについて、情報公表を徹底すること。

大学のキャンパスに求められる機能・役割について

大学分科会（大学教育部会）では、今回の特区制度の全国化の検討に関連して、大学のキャンパスに求められる機能・役割を以下のとおり取りまとめた。

- キャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発意に基づく様々な活動のために必要な空間を保障するもので、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の構成要素である。

具体的には、

- ・ 質の高い授業を通じた広い知識と高い専門性を育む教育研究活動を支え、学生の学修の定着を図り、高度な学術研究を行う空間として、
- ・ 多様な資質能力と興味関心、背景を有する学生と教職員等の当該大学の構成員が、集団又は個人で、多様な活動や交流を行う全人的な人格形成を促すために必要な空間として、
- ・ 開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として、

の機能・役割がある。

- 大学は、幅広い年齢層の多様な学生に教育機会を提供しており、その際、それぞれの学習者のニーズを踏まえた学習環境等を整備している。その中で、学士課程や短期大学の課程の教育については、20歳前後の学生が多く、初等中等教育までの基盤を踏まえ、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培うことが重要であり、そのためにも、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められる。

- 構造改革特別区域推進本部決定による空地・運動場要件の撤廃を行う特区の全国化に際して、空地及び運動場を設置しなくてもよいとする場合は、空地及び運動場を含むキャンパスの機能・役割の意義等を踏まえると、あくまで例外的なものとして考えるべきである。

空地及び運動場を設置しない場合は、予防措置が求められることとなるが、その場合においても、教育研究の場にふさわしいキャンパスを備えることの重要性を認識した上で同等以上の代替措置を講じること及びその情報が公表されることが確実に担保されていることが必要である。

中 教 審 第 1 4 8 号

平成 2 4 年 3 月 1 2 日

文部科学大臣 平 野 博 文 殿

中央教育審議会会長

三 村 明 夫

大学設置基準等の改正について（答申）

平成 2 4 年 3 月 1 2 日付け 2 3 文科高第 9 8 2 号で諮問のありました
標記の件については、これを適当と認めます。

関連規定

○ 中央教育審議会の会議の運営について

(平成 23 年 2 月 15 日 中央教育審議会申し合わせ)

中央教育審議会は、会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 23 年 2 月 15 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

附 則

この申し合わせは、審議会の決定の日（平成 23 年 2 月 15 日）から適用する。

(参照条文)

○ 中央教育審議会運営規則（抄）

(平成 23 年 2 月 15 日 中央教育審議会決定 平成 23 年 9 月 22 日改正)

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

	(スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。)
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
スポーツ・青少年分科会	<p>スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）</p>

○ 中央教育審議会令（抄）（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。